

# 意見書

熊本県入札監視委員会では、県発注工事に関し、入札及び契約手続きの運用状況等について報告を受けるとともに、当委員会が抽出した工事に関し、一般競争参加資格の設定理由及び経緯、指名競争入札に係る指名理由及び経緯、随意契約の理由等について審議を行ってきた。

県においては、この2年間、令和2年7月豪雨による災害関連等工事や防災・減災、国土強靱化のための5ヶ年加速化対策に係る工事など、急増した多くの工事を発注されており、また、入札制度の見直しについても、指名競争入札対象の拡大や復興JV制度導入等、一日も早い復旧・復興を図るため臨機応変に取り組まれているところである。

今後も引き続き、公共工事の入札契約の透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工及び公共工事の品質の確保を図るため、次に掲げる事項を意見として具申する。

## 1 指名業者選定の運用について

県では、設計金額が3,000万円未満の建設工事を指名競争入札方式の対象としており、「熊本県工事請負建設業者等選定要領」に基づき、各発注機関の指名審査会による審査を経て、指名業者の選定を行っている。

今回の審議の中で、この指名競争入札において多くの辞退者を出す事例が見受けられた。災害復旧工事等の増加により、建設事業者が多くの工事を抱え、技術者を配置できない状況であったことが入札辞退の一因であると考えられる。指名業者の選定に当たっては「手持ち工事の状況」の具体的な運用について検討していただきたい。

## 2 総合評価落札方式について

総合評価落札方式は、品確法に基づき、価格に加え入札参加者の技術提案や創意工夫を総合的に評価することにより、価格と品質を数値化した評価値が最も高い者を落札者とする落札者決定方法である。平成17年度の制度導入以降、国のガイドライン等に従いながら、評価項目の見直しや追加が適宜行われているところだが、企業及び配置予定技術者の施工実績に係る評価項目において、国・県発注工事と県内市町村発注工事の評価値が2倍の格差になっている。

市町村発注工事の評価値について、国・県発注工事の評価値との差が適当なのか、改めて検討していただきたい。

### 3 透明で公正な入札制度の更なる確立について

本県における一般競争入札では、入札者が1者の場合、熊本県独自のルールとして、競争性・透明性の確保の観点から、当該入札を取り止めることとしている。

一方で、例えば2者が入札し、そのうちの1者が予定価格と同額で入札している場合などは、不自然な入札と感じる県民もいると思われるが、特段の調査などを行わずに入札執行がなされている。

1者入札以外の県民から見て不自然と思慮される入札について、その定義付けや対応をルール化できないか検討していただきたい。

令和4年3月17日

熊本県入札監視委員会

委員長 辻本 剛三

委員 天本 徳浩

下田 典子

谷本 たまみ

原島 良成

熊本県知事 蒲島 郁夫 様